

決算常任委員会を開催しました

9月定例会で提出された令和2年(2020年)度の一般会計、特別会計および事業会計の決算認定などの議案について、定例会終了後の閉会中に決算常任委員会の財政総務、文教市民、健康福祉、建設環境の四つの分科会を開催して審査を行うとともに、複数の分科会に関連する事項などについて総括質疑を行いました。

審査の概要については、次回のすいた市議会だより(No.322 新年号、令和4年1月1日発行予定)をご覧ください。なお、詳細な内容は会議録をご覧ください。

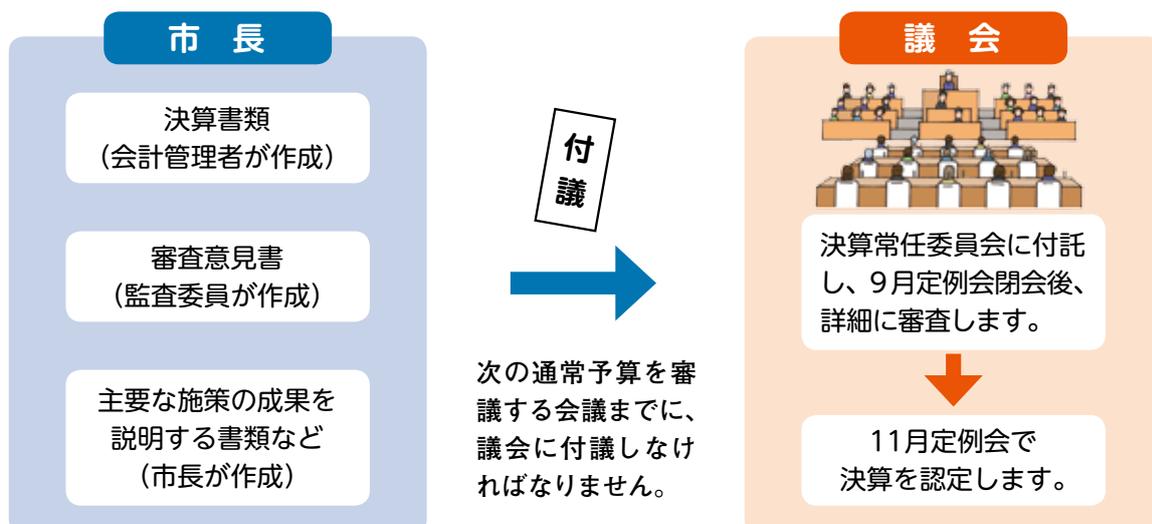


総括質疑は議場で実施しました

決算認定ってなんだろう？

地方自治法第233条では、市長は決算書類(決算は8月31日までに会計管理者が調製し、証書類などと併せて、市長に提出します。)に監査委員の審査意見を付けて、次の通常予算を審議する会議(本市議会では2月定例会です。)までに、議会の認定に付さなければならないとされています。この規定に基づき、令和2年(2020年)度の各会計の決算認定などの議案が9月定例会に提出されました。

なお、事業会計は、地方公営企業法第30条に基づく決算認定となるため、議会への提出時期が、一般会計・特別会計と異なる場合があります。



仮に決算が不認定となっても、既に行われた予算執行の効力には影響しません。